

第 2 2 期第 1 回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和 7 年 2 月 2 6 日（水）午後 1 時 5 0 分～午後 3 時
秋田県庁 議会棟 2 F 特別会議室

2 出席者

委員（定数10名）

青谷 晃吉、小松 ひとみ、齋藤 寿、伊藤 克朗、菊地 賢一、森田 和文、
菊地 勇、鈴木 学、小松 愛（9名出席）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、本間 忠、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：藤原 剛

3 議事事項

（1）会長等互選・席次決定

（2）秋田県内水面漁場管理委員会指示について（協議）

①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示

②ブラウントラウトの持出し、移植及び再放流に係る指示

（3）その他

4 開会

○事務局（奥山）

ただいまより第22期第1回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。出席委員9名、欠席委員1名、委員会規程第6条により、過半数を超えるので、委員会は成立することを報告いたします。

5 委員紹介・事務局紹介

（事務局から委員を紹介）

（事務局長から事務局を紹介）

6 会議資料等確認

（事務局が資料を確認）

7 会長等互選・席次決定

○事務局（奥山）

内水面漁場管理委員会規程により会長及び会長代理は、委員が互選することになっており、会長が議長を行うことになっていますが、まだ議長となる会長が決まっていないため、会長が決まるまでは事務局長が進行役として進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

（異議なし）

○事務局（奥山）

ありがとうございます。それでは、中林事務局長よろしくお願いします。

○進行役（事務局長）

それでは、会長選出まで私の方で進めさせていただきます。よろしくお願いします。始めに事務局から会長及び会長代理の選出方法について、説明をお願いします。

○事務局（奥山）

先ほど、会長、会長代理は委員の互選で決める旨の説明をしましたが、具体的な選出方法については、規程等に定めがなく、委員の皆さまに決めていただくことになります。

参考までに、前々回の第20期及び前回の第21期の選出方法は、委員全員で意見を出し合い、具体的には候補者を推薦、協議し、会長、会長代理の順に決めております。

このほか、継続委員が選考委員となり会長と会長代理候補を選出し、その後、協議し選出する方法や投票による選出方法もあろうかと思います。

○進行役（事務局長）

ただいま事務局から様々な案が出されましたが、この案以外も含め、皆さまいかがいたしましょうか。

○鈴木委員

事務局一任でいいのではないのでしょうか。

○委員一同

（異議なし）

○進行役（事務局長）

それでは、全員で会長、会長代理を選考することはいかがでしょうか。

○委員一同

（異議なし）

○進行役（事務局長）

それでは、全員の協議で決めます。まず、会長について、どなたか意見はありませんか。

○鈴木委員

専門知識、公平性の観点から、当委員会事務局の書記を長年務められた齋藤委員が適任かと思います。

○進行役（事務局長）

ただいま齋藤委員に会長をお願いしたいとの意見がありましたが、いかがでしょうか。

○委員一同

（異議なし）

○進行役（事務局長）

齋藤委員に会長をお願いすることで、齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤委員

はい。

○進行役（事務局長）

ありがとうございます。次に会長代理について、どなたか意見はありませんか。

○鈴木委員

これまでの実績から、菊地 勇委員に今回もお願いできればと思います。

○進行役（事務局長）

ただいま菊地 勇委員に会長代理をお願いしたいとの意見がありましたが、いかがでしょうか。

○委員一同

（異議なし）

○進行役（事務局長）

菊地 勇委員に会長代理をお願いすることで、菊地委員よろしいでしょうか。

○菊地（勇）委員

はい。

○進行役（事務局長）

ありがとうございます。私の進行役としての役割はここまでとなります。円滑な進行にご協力くださいますようお願いしました。以降は、新たな会長に議事の進行をお願いしますが、席の移動もありますので暫時休憩とさせていただきます。

○事務局（奥山）

それでは、再開いたしますが、その前に新たに就任された齋藤会長、菊地 勇会長代理のお二人から、就任にあたり一言ご挨拶をお願いします。

○齋藤会長

私か初めて内水面漁場管理委員会に出席させていただいたのは、事務局として栽培漁業センターから水産漁港課内水面担当に異動してきた昭和58年になります。

それから水産漁港課や水産振興センターを行ったり来たりしながら当委員会とお付き合いさせていただきましたけれども、最後に事務局を離れたのは十数年前になります。まさか自分が会長としてここに座ることになるとは予想もしておりませんでしたが、本日ご出席されている委員の皆さまのなかには現職時代にお世話になった方々もおられますので、安心しております。近頃の漁業調整事情については、あまり情報をもっていないため、勉強しながら頑張りたいと思いますので何卒よろしくお願い致します。

○菊地（勇）会長代理

当委員会にはだいぶ長い間お世話になっております。今回委員として任命された齋藤会長をはじめ、こちらにいる方々は専門的な知識と見識のあるベストメンバーではないかと思っております。微力ながら秋田県の内水面漁業・遊漁の振興に皆さまと共に努力したいと思っておりますのでどうかよろしくお願いします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。それでは、会長には以降の進行を議長としてお願いします。

○齋藤議長

それでは、議事を進めたいと思います。皆さまよろしくお願いします。

次は、席次の決定ですが、事務局から説明をお願いします。

○事務局（奥山）

現在の席は、委員区分ごとに仮の席を事務局で決めさせていただいております。席次の決定についても、委員会規程に具体的な定めはありませんが、これまではいくじによる抽選で行われております。1回の抽選で決定する方法と予選抽選と本抽選の2段階で行う方法が想定されますが、抽選方法についても委員の皆さままで

決めていただきたいと思います。ちなみに前回は、1回の抽選で行ったようです。

○齋藤議長

事務局から説明がありましたが、皆さまいかがいたしましょうか。まず、席については、くじによる抽選でよろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○齋藤議長

それではくじによる抽選とします。抽選回数は1回でよろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○齋藤議長

それでは、1回の抽選とさせていただきます。それでは、事務局で準備をお願いします。

○事務局(奥山)

席番号については、皆さまにお渡しした資料に記載してございます。それでは、名簿順にくじを引いていただきます。残ったくじは欠席委員の席とさせていただきます。

(くじ引き抽選により座席決定)

「事務局より座席報告」

1番席青谷委員。2番席小松愛委員。3番席鈴木委員。4番席萩野委員。5番席森田委員。6番席菊地賢一委員。7番席小松ひとみ委員。8番席伊藤委員。

8 議事録署名委員選任

○齋藤議長

ただいま事務局から席次が報告されましたが、本日はこのままの席で議事を進め、次回の委員会から今回決定した席にて進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○齋藤議長

それでは、次に移りますが、議事に入ります前に議事録署名委員について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(奥山)

議事録署名委員は、規程第11条で会長及び会長の指名する出席委員2名以上が署名することになっております。議事録署名委員は、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名することになります。

○齋藤議長

会長指名ということなので、本日は、菊地 勇会長代理と1番の席になった青谷委員にお願いしたいと思います。また、次回以降については、これまで同様、反時計回りの順番で指名したいと思いますので、よろしくお願いします。

9 議事

(1) 秋田県内水面漁場管理委員会指示について(協議)

①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示

○齋藤議長

では、議事に入ります。議題（１）秋田県内水面漁場管理委員会指示（協議）

- ①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

毎年発動しておりますコイヘルペスウイルス病まん延防止に関する委員会指示案についてです。

秋田県内水面漁場管理委員会会長名が空欄となっておりますが、こちらには齋藤 寿会長のお名前を入れさせていただきます。

本委員会指示は、平成16年から現在まで毎年継続して発動しております。県内の内水面とその接続水域を対象に病魚又はその疑いのある魚の持出しの禁止、移植の禁止、放流等の制限、遺棄の禁止の４項目の内容となっております。

（１）持出しの禁止につきましては、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水面においてコイを持出してはいけないという旨記載しております。ただし、公的機関がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の検査などの措置に供するときはこの限りではないとも示しております。

（２）移植の禁止についてです。こちらにつきましては、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている、またその疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならないと記載してございます。この“コイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められる状況”というのは、コイの斃死が確認されてからコイヘルペスウイルス病による斃死と確認されるまでの間を指しております。

（３）放流等の制限につきましては、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイを増殖等の目的で放流しようとする際には、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る、次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならないとあります。こちらの要件については、汚染水域由来ではないこと、汚染水域由来のコイを水を介しての接点がないこと、ＰＣＲ検査で陰性が確認されたコイ群であること、これらがすべて該当している場合のみ放流ができるものとなっております。

（４）遺棄の禁止については、コイの生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に遺棄してはならないとしております。

指示をする期間につきましては、これまでは１年間としておりましたが、令和７年４月１日から令和９年３月31日までの２年間に変更しております。その理由につきましては、委員会指示は、農林水産省令や漁業調整規則と比べ、随時的、局所的な対応をとるという役割がありますので、その辺りの観点から、１年という期間に区切ってまいりましたが、コイヘルペスウイルス病については、今後短期的に発生状況が変わるものとは考えられませんので、まずは１年延長し、２年間の委員会指示に変更したいと考えております。また、他県の状況につきましても岩手県を含む10県が指示期間を２年以上としており、うち７県が２年間としていことから本県も２年間としても問題はないと考えます。

資料裏面に県内の発生状況をまとめております。今年度の発生はありませんでしたが、一昨年度に１件発生したということもあり、事務局としては、来年度においても引き続き委員会指示を発動いたしまして、拡大、まん延防止措置を講じていきたいと考えております。

○齋藤議長

コイヘルペスの委員会指示ですが、指示期間を2年とし継続したいとの事務局の説明でした。委員の皆さま、ご質問、ご意見はありませんか。

○委員一同

(意見なし)

○齋藤議長

資料2枚目の県内の発生状況について、令和4年に1件コイヘルペスウイルス病が出ておりますが、それ以降は発生がないということですか。

○事務局(高橋)

はい。

○齋藤議長

それでは、(案)のとおり、コイヘルペスに関する委員会指示を発動することとします。よろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○齋藤議長

それでは、事務局で県公報の登載手続きをお願いします。

(1) 秋田県内水面漁場管理委員会指示について(協議)

② ブラウントラウトの持出し、移植及び再放流に係る指示

○齋藤議長

② ブラウントラウトの持出し、移植及び再放流に係る指示について、事務局の説明をお願いします。

○事務局(藤原)

資料1-2をご覧ください。ブラウントラウトの持出し、移植、再放流の禁止に関する委員会指示になります。

昭和の頃から横手川上流部に生息していたとの話もありますが、侵入経路は不明です。平成26年に横手川漁協において、漁業権行使規則及び遊漁規則でブラウントラウトの再放流を禁止しております。その後、平成27年には我が国の生態系に及ぼす恐れのある外来種リストの産業管理外来種、適切な管理が必要な産業上重要な外来種にニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトが指定され、ブラウントラウトは地域の実情に応じて管理することになっております。平成29年以降、増殖が著しい雄物川水系横手川において、駆除も兼ねた影響調査を実施し、令和5年以降には、米代川水系上流部でも影響調査と駆除を実施しております。次に資料下段の委員会指示の必要性をご説明します。当該指示は、同内容で過去2年発動しておりますが、県内におけるブラウントラウトの状況は変わっておらず、引き続き委員会指示を発動する必要があると考えます。

最後に委員会指示の期間についてですが、状況が今後1年で急変するとは考えにくいため、同内容のオオクチバスの委員会指示の終期に合わせ、2年としております。なお、補足説明ですが、滋賀県においては、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」で指定外来種を指定しており、その中にブラウントラウトもあります。ただし、当該条例では、環境部局が所管するものであり、水産や漁業に限定しない、より広範な条例であり、本県では制定しておりません。当該ブラウントラウトについては、スピード感を持って臨時的局所的に規制できる

委員会指示を発動いただいているものです。なお、影響がより生態系広範に被害が及ぶもしくは、県環境部局において生態系保全という側面から当該条例制定の機運が高まれば、ブラウントラウトの指示も当該条例で制限することも妥当とも考えておりますが、現状では条例がないことと条例制定には時間もかかるということで、まずは現状の委員会指示の制限が妥当と考えております。さらに条例だけでなく、漁業調整規則で制限する方法もありますが、そちらについても調整規則で制限すると恒久的なものになるということで、まだその段階ではないのかなと考えております。

○齋藤議長

ただいまの説明について、委員の皆さま、ご質問、ご意見等ございませんか。

○青谷委員

平成15年にオオクチバスも同様に委員会指示において再放流を禁止していると思いますが、外来生物法だとコクチバスやアメリカザリガニの場合は、その生物を捕獲し、同じ場所に放すことは許されていると思います。今回の指示内容の再放流の禁止は、現在の県のオオクチバスの委員会指示と同様にキャッチアンドリリースも禁止というようなニュアンスに取られるのですが、それについては、対外的な対応やあるいは他県の状況と照らし合わせて整合性がとれているのでしょうか。

○事務局（藤原）

指示内容については、オオクチバスと同じ表現にしておりますので、その場所に再び放してはいけないということで外来生物法より厳しい制限をかけており、より個体数を削減させる方向にいかせるため、このような表現にしております。

○青谷委員

分かりました。ぜひ釣り人が釣っても持ち帰るしかないのだということを徹底してお伝えしていただきたいです。

○菊地（勇）委員

ブラウントラウトの委員会指示は妥当と思います。

令和4年から実施している内水面水産資源害敵対策事業について、年間約320万円の予算で外来魚の駆除調査、技術支援を行っているようですが、令和6年度の取り組み状況はどうでしょうか。

○事務局（高橋）

横手川と鹿角市河川漁協管内に10月から12月までウライを設置し、横手川については、ブラウントラウトが14尾捕獲されております。鹿角市河川漁協については、全く獲れなかったという報告を受けております。そのほか、外来魚の広域調査ということで横手と鹿角のほか、ニジマスの生息情報のある奈曽川でニジマスと合わせてブラウントラウトの生息調査を実施しております。

○菊地（勇）委員

駆除調査はすべて外注しているのでしょうか。内水面試験池の職員が同行しているのでしょうか。

○事務局（高橋）

広域調査については、内水面試験池の職員がすべて同行し、電気ショッカーを用いて採捕、調査しております。ウライについては、管理は漁協にお願いしており、設置は民間業者に委託しております。

○菊地（勇）委員

採捕報告は漁協から受けているのですか。

○事務局（高橋）

はい。

○菊地（勇）委員

外来魚の被害に遭っている単協が熱心に活動しなければ、いくら委員会指示を出しても中々難しいと思います。民間に委託することはいいですが、地元の漁協組合員を雇用し日当を出すなど、漁協と共同で活動しなければ今後継続性はないと思います。令和7年度も駆除調査等の予算はあるのでしょうか。

○事務局（高橋）

はい。

○齋藤議長

資料1－2について、横手川のみならず米代川水系、子吉川水系と全県域に分布が拡大しているとありますが、子吉川水系で確認されたのでいつ頃でしょうか。

○鈴木委員

令和4年に特別採捕許可を得てサクラマス親魚を採捕する際、網に40cm台のブラウントラウトが1本入っておりました。その後、内水面試験池の職員に上流域まで調査していただきましたが、それ以降採捕の報告は受けておりません。

○齋藤議長

本委員会指示は、今回初めて出るわけではありませんが、遊漁者からブラウントラウトのキャッチアンドリリースに対する反応はないもののでしょうか。ブラックバスのキャッチアンドリリースの委員会指示を発動した際は、多くの苦情やご意見をいただいた記憶があるため、遊漁者の状況が気になります。

○伊藤委員

サクラマスの解禁とともにブラウントラウトが釣れる可能性もあるため、以前から、キャッチアンドリリースはできないことを警鐘しており、釣れた場合は、漁協に報告するよう伝えております。遊漁者から注意喚起に関する苦情は全くなく、受け入れられているようで、その辺はブラックバスとは違うと感じております。ヤマメ、サクラマス、アユの愛好感が多く、ブラウントラウトに対してだいぶ警戒している遊漁者が多いと思います。

○齋藤議長

数年前に横手川のブラウントラウトの釣り大会がテレビ番組で紹介されていましたが、ブラウントラウトを釣りたい県外遊漁者は多いもののでしょうか。

○伊藤委員

ブラウントラウト目的で県外から来る遊漁者もおりますが、ブラックバスよりは圧倒的に少ないと思います。

○齋藤議長

ブラウントラウトが横手川に生息していたことは以前から聞いておりましたが、それが子吉川水系や米代川水系へ分布が広がっているということは、海に出たからの話なののでしょうか。それともキャッチアンドリリースが不十分だったことなど、遊漁者が行きたい釣り場に増やしたいという気持ちがあり、持出し、放流したことが拡大につながった可能性はありませんか。

○事務局（藤原）

そこまでの考察はできていないのですが、北海道の例を挙げますと、一旦海に下ったものが別の川に上ったりしておりますので、子吉川の例と類似すると考えております。遊漁者が色々な場所に放流している状況ではないと考えております。

○伊藤委員

実際に海でブラントラウトを釣った方もいますので、別の川に上っていく可能性はあると思います。

○齋藤議長

県外からの遊漁者はどのくらいいるのでしょうか。そのような調査はしておりますか。

○事務局（藤原）

調査などを行っていないのですが、横手川に関しては岩手県の西和賀あたりから来ているという情報は把握しております。なお、岩手県でも委員会指示を発動し、ブラントラウトの持出し及び放流が禁止されているところです。そういった意味では、内陸部でブラントラウトの行き来がないよう制限がかかっている状況です。

○齋藤議長

隣県のブラントラウトの生息状況は分かりますか。

○伊藤委員

山形県の最上川で確認されています。

○齋藤議長

本県からブラントラウトが持出され、隣県に迷惑をかけることのないようにしたいと思います。委員会指示を発動しながら指示が徹底されるよう、駆除だけでなくPRもお願いしたいです。

○伊藤委員

資料について、次回から発生状況や駆除データ等を表にまとめていただけると分かりやすいです。加えて、漁協の聞き取りや遊漁者の声などのデータを集め、より分布状況を詳細に把握していければいいと思います。

○事務局（藤原）

分かりました。

○菊地（賢）委員

阿仁川で環境DNA調査を実施する予定ですので、ブラントラウトを含め、他の魚種についても生息状況が何か分かるかもしれません。

○齋藤議長

結果が出ましたらお知らせいただき参考にしたいと思います。

○菊地（賢）委員

はい。

○齋藤議長

指示をする期間について、これまで1年で出していたものを2年にすることについてはよろしいでしょうか。

○委員一同

（異議なし）

○森田委員

八郎湖については、ブラックバス釣りを含め県外からの遊漁者が非常に多いため、漁協便りに指示内容を載せるなどして注意喚起を促したいと思います。

○鈴木委員

各漁協の監視員の方々から情報を集めるなどして対策すべきだと思います。

○齋藤議長

それでは、（案）のとおり、ブラントラウトに関する委員会指示を発動することとします。よろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○齋藤議長

では、事務局で県公報の登載手続きをお願いします。

(2) その他

○齋藤議長

次に(2) その他です。議題にはないですが、この場で議論する必要がある内容について、何かありますか。

○事務局(奥山)

青谷委員から事前にご提供いただいた資料2についてご説明をお願いします。

○青谷委員

昨年、本県で初めてカワリヌマエビ属が皆瀬川で確認されましたのでご報告します。最近、底生動物に関わる外来生物が増えており、2007年にフロリダマミズヨコエビ、2020年にアメリカナミウズムシが確認されておりますが、色々な関わりで人が放したものだと思います。本県では、ヌカエビが90%以上を占めておりますので、皆瀬川で発見されたときは大変驚きました。カワリヌマエビは、ヌカエビと全く違い、動きが速いとされております。これが岩手県や宮城県でまん延しておりまして、ヌカエビからカワリヌマエビに置き換わっている状況です。岩手県ではヌカエビが絶滅危惧種に入ってきている程の状況のため、カワリヌマエビが増えていくと危惧しております。魚と違い駆除もできないので、今後気をつけていただきたいこととして、他県から稚魚を持ち込む際、河川水を多量に入れるとその中に卵や稚エビが入っている可能性があるため、できるだけ避けていただきたいと思います。既に皆瀬川に入ってしまったため、まもなく全域にと拡がってしまうと思われますが、子吉川や米代川にはまだ1尾も入っておりませんので、在来種を保護する意味でも注意喚起をよろしくお願いします。

○齋藤議長

県外から放流用種苗を入れていることは事務局で把握していますか。

○事務局(藤原)

はい。基本的には県内の業者から購入した種苗を放流するよう漁協へ指導しておりますが、最近は県内の生産が追いつかないこともあり、一部の漁協で県外からアユ種苗を入れています。

○齋藤議長

カワリヌマエビは他の種と交雑することはありませんか。

○青谷委員

他の種と交雑することはまずないです。釣り人がたくさん川に持ち込み、それで増えるということが考えられますが、皆瀬川の場合は、そのようなことは行われていないと思いますので、他県から河川水ごと持ち込んだことによるものと考えられます。

○菊地(勇)委員

皆瀬川では、宮城県から購入したアユ種苗を放流しております。県内産の種苗は群れるアユが多いため、宮城県産のような釣れるDNAを持つアユを放流してみたいことから県外産種苗を放流する漁協もあります。

カワリヌマエビが増えることによって生態系にどのような影響が出るのでしょうか。

○青谷委員

影響はないかもしれませんが、在来種がいなくなり外来種に置き換わってしまいます。在来種が豊富な状況は、生物多様性の観点から非常に大切なことですので、対策が必要と考えます。

○鈴木委員

先ほど青谷委員から子吉川ではカワリヌマエビは確認されていないとお話がありましたが、先月カワウの駆除をした方から、今までいたエビがいなくなったという情報を得ました。どこの場所かは詳しく聞かなかったため確認したいと思います。

○齋藤議長

そのほか、事務局から何かありますか。

○事務局（奥山）

ありません。

10 その他

○齋藤議長

それでは、次第の5の「その他」ですが、議題以外の事務的なことは何かありませんか。

○委員一同

（意見なし）

○齋藤議長

事務局から他に何かありますか。

○事務局（奥山）

ありません。

11 閉会

○齋藤議長

それでは、これで第22期第1回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。